

義務付け・枠付けの見直しに係る条例制定状況調査の概要（第2回）

平成24年9月
内閣府地域主権戦略室

1. 条例制定状況調査の概要

第1次一括法及び第2次一括法等により、地方自治体の条例制定権の拡大が図られたが、本年4月に施行された施設・公物設置管理基準等に係る条例委任に関し、条例の制定状況等について次の項目について第2回目の調査を行い、全国の全ての都道府県・市区町村(1,789団体)から回答を得た。

○条例の制定状況(6月議会までに提出済・今年度提出予定)

○地域の実情を踏まえ、国の条例制定基準とは異なる内容の独自の基準を設ける例

施行期日は第1次一括法・第2次一括法ともに平成24年4月1日(多くの改正事項では平成25年3月31日までの間は政令又は省令で定める基準を条例で定める基準とみなされることとする経過措置が定められている。)

2. 調査結果の概要

1,657団体(92.6%)において、何らかの条項について条例制定に着手(6月議会までに提出済)。前回比16団体増。他方、本格的な条例制定は9月議会以降の見込み。引き続き、地方自治体の独自事例などの情報提供を図っていく。

○条例制定に着手した団体(1,657団体(92.6%))

- ・都道府県(47団体(100%))
- ・指定都市(20団体(100%))
- ・中核市(40団体(97.6%))
- ・他の市区町村(1,550団体(92.2%))

○分野ごとの条例制定の状況

- ・公営住宅の入居基準(1,683団体中、1,262団体(75%))
- ・道路の構造の技術的基準(1,789団体中、15団体(0.8%))
- ・都市公園の技術的基準(1,284団体中、15団体(1.2%))
- ・保育所の設備・運営の基準(108団体中、13団体(12%))
- ・特別養護老人ホームの設備・運営の基準(108団体、4団体(3.7%))
- ・職業能力開発促進法関係の基準(48団体中、11団体(22.9%))
- ・公民館運営審議会の委員の委嘱基準(1,022団体中、958団体(93.7%))等

未制定条例案の今後の議会提出予定時期

区分	提出予定時期決定済				提出時期調整中
	平成24年9月議会	平成24年12月議会	平成25年2月(3月)議会	計	
都道府県	36.5%	54.0%	4.5%	95.0%	5.0%
指定都市	12.2%	75.9%	10.5%	98.6%	1.4%
中核市	10.4%	72.2%	10.8%	93.4%	6.6%
市区町村	2.9%	33.1%	30.6%	66.6%	33.4%

国の基準と異なる地方独自の基準の例

公営住宅の入居基準

【障害者等の支援を図る観点からの活用】

- ・裁量階層の対象範囲:精神障害者1,2級等 精神障害者3級に拡大(大分県別府市等)
特に居住の安定を図るべき者として、収入基準を通常より引き上げる世帯(未就学児童、高齢者がいる世帯等)
- ・単身入居が可能な範囲:高齢者、障害者等 犯罪被害者を追加(京都府)

道路の構造の技術的基準

【安全確保対策の促進】

- ・歩道の幅員:原則2.0m以上 人や車椅子が移動可能な歩道整備を行うため、「有効幅員」を原則2.0m以上と規定(京都府)
有効幅員とは、歩道及び自転車歩行者道の幅員から、路上施設や横断歩道橋等を設置するために必要な幅員を除いた実質通行可能な幅員
- ・路肩の幅員:原則0.5m以上 自転車道を設けない場合には自転車の通行に配慮して路肩の幅員を拡大(京都府)
- ・歩道の幅員:原則2.0m 1.5mまで縮小できることとし、歩道整備を促進(岐阜県)
- ・中央分離帯の設置:原則片側2車線以上に設置 片側1車線でも急カーブ区間などでは中央分離帯等の設置を義務化(岐阜県)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化

【高齢者、障害者等の移動を容易にするための措置】

- ・園路の縦断勾配:5%以下 4%以下に厳格化(山口県)
- ・歩道等の排水溝:基準なし 車椅子等の通過時に支障のない構造(蓋をする等)にすることを義務化(千葉県、山口県)
- ・車椅子利用者用駐車施設の設置:基準なし できる限り園路等から近い位置にすることを義務化(千葉県、山口県)

公共職業能力開発施設を行う職業訓練

【無料とする公共職業訓練の対象者の拡大】

- ・無料とする公共職業訓練の対象:短期課程のみ 普通課程の受講者も対象として規定(奈良県)

【公共職業能力開発施設における短期課程の普通職業訓練対象者の明確化】

- ・短期課程の対象者:在職労働者、離転職者等 中学校卒業者等も対象であることを明確化(山口県)